

# 愛知県青少年保護育成条例の一部改正について

## 1. 自撮り被害の現状

### ●「自撮り被害」とは

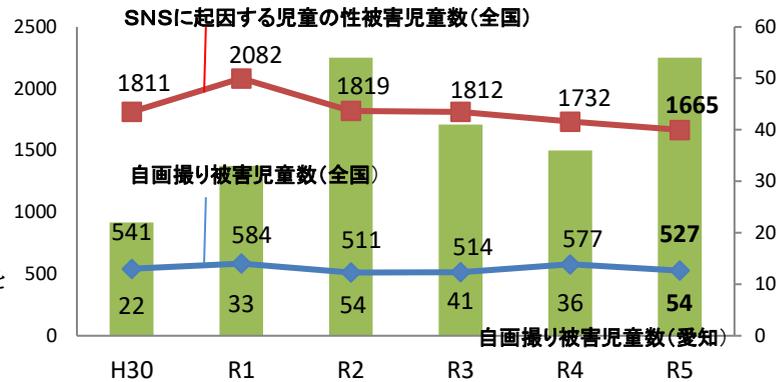
- ・だまされたり、脅されたりして青少年が自分の裸体等をスマートフォン等で撮影させられた上、SNS等で送られる被害のこと。
- ・画像等が一旦インターネット上に流出されるとその回収は困難であり、被害がより深刻となる。

### 被害事例

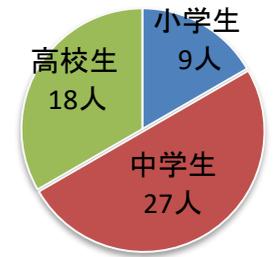
- ▼男が、男性モデルの写真を使い、偽名で男子大学生になりまし、コミュニティサイトで知り合った 女子中学生ら6人に裸の画像を送信させた。
- ▼男が、女子中学生になりすまし、コミュニティサイトで知り合った女子小学生に悩みを相談するなどして年齢の近い同性と誤信させ、裸の画像を送信させた。

※青少年:18歳未満の者、児童:18歳未満の者

SNSに起因する児童の性被害(全国)及び自撮り被害児童数(全国、愛知)の推移 (人)



自撮り被害 学職別児童数 (令和5年愛知県)



## 2. 自撮り被害防止に関する規制 (刑法182条3項、青少年条例※、児童ポルノ禁止法)

※青少年条例:都道府県で設置する青少年の保護・健全育成を目的に制定された条例

- 児童が自撮り画像を送信する前の段階である要求行為を規制することで被害の発生を防ぐために、平成30年に全国で先駆け、東京都が青少年条例で「児童ポルノ等の提供を求める行為の禁止」規定を設けた。令和5年度末では、38都道府県で同様の規定が設けられている。
- 令和5年の刑法の一部改正により、16歳未満に対する映像送信要求行為に罰則が設けられたが、16歳、17歳は刑法での保護対象外となっている。

### 自撮り画像の送信前(要求行為)

#### 【法律】

- ・16歳未満の者に対する映像送信要求罪(刑法182条3項)
- ・脅迫等の手段を用いて要求した場合、脅迫罪(刑法第222条)等の適用が考えられる。

#### 【青少年条例】

- ・38都道府県が要求行為の禁止規定を設けている。
- 規定の類型は、以下の2通りに分けられる。
- ① 要求行為を一律禁止。威迫等を伴った要求行為には罰則あり。  
(三重県・兵庫県・京都府等の26都道府県)
- ② 威迫等を伴った要求行為を罰則付きで禁止。  
(石川県・東京都・福岡県等の12都道府県)

#### ※自撮り画像の送信後

【法律】児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(児童ポルノ禁止法)第7条第4項(姿態をとらせ製造罪)等

## 3. 条例改正の効果 (児童ポルノ等の提供を求める行為の禁止の新設)

- 条例で「児童ポルノ等の提供を求める行為の禁止」を規定することで、行為者に対して、青少年に児童ポルノ等の送信を要求することへの抑止力となる。
- 規定を小学生から高校生に広く周知することで、自撮り被害に遭う前に、青少年から保護者等への相談につながるため、被害防止が期待できる。

## 4. 条例改正後の県等の取組

- 県警、教育委員会、市町村等と連携して、青少年及び県民に対する周知啓発を実施する。
- 特に青少年に対しては、自撮り画像の要求行為があった場合に、自分たちで抱え込まずに保護者等に相談するように周知啓発を図る。